

令和4年3月31日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 原 弘憲
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 高澤 有美
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和4年2月分)について

令和4年2月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和４年２月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状 況

事務処理誤りについては１～７、システム事故等については８のとおりです。

1 令和４年２月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和３年度に発生した事務処理誤りが４５件、令和２年度が１１件、令和元年度が４件、平成３０年度が５件、平成２９年度が４件、平成２８年度以前が３４件、合計１０３件（市区町村において発生した１４件、委託業者等が発生させた１１件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な８８件について、一覧で事象をお示ししています。

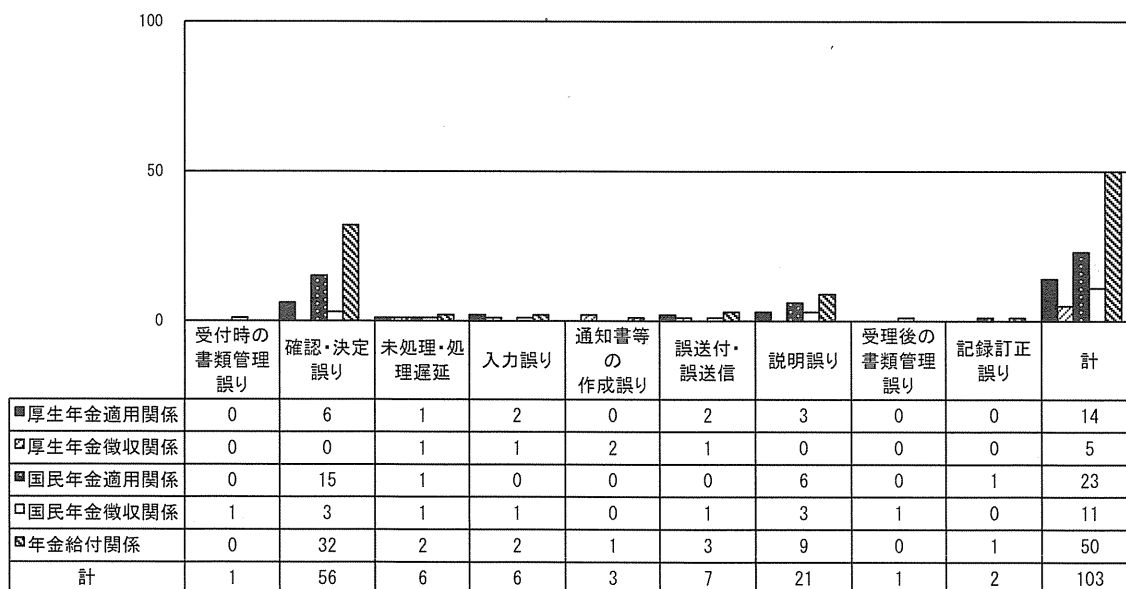
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

《事務処理課》の発生年度別件数																
発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
件数	25(2)	0	0	3(2)	0	0	1(1)	1	2	2	4	5(1)	4(2)	11	45(17)	103(25)
割合	24.3%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	1.0%	1.0%	1.9%	1.9%	3.9%	4.8%	3.9%	10.7%	43.7%	100.0%
	社会保険庁 時代に発生															

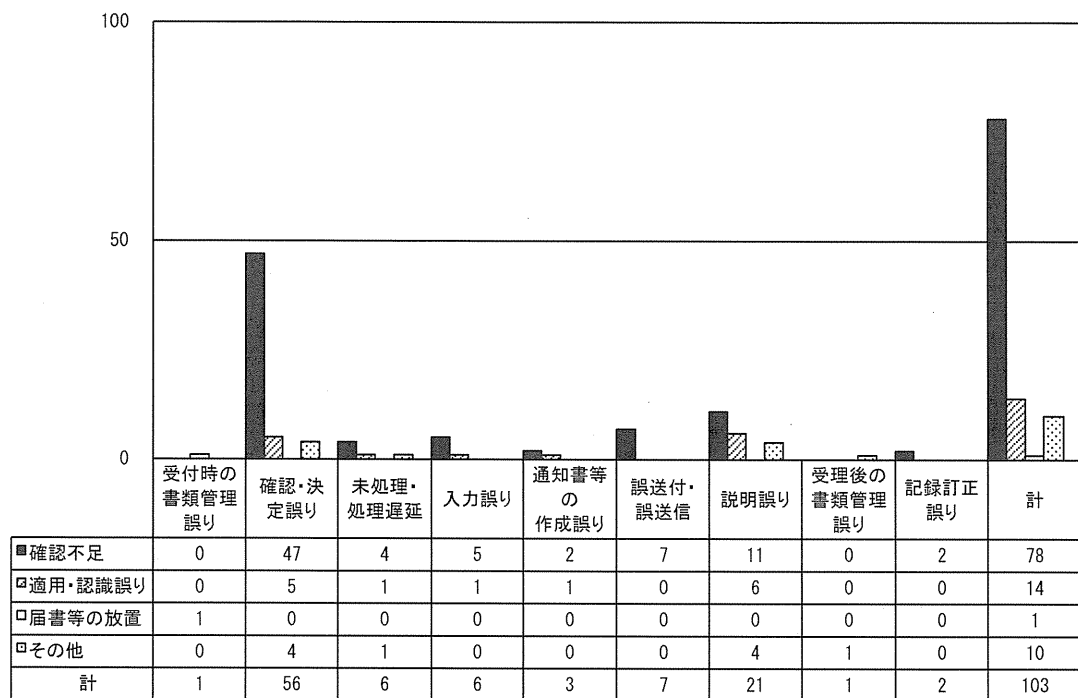
←社会保険庁時代
に発生→

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

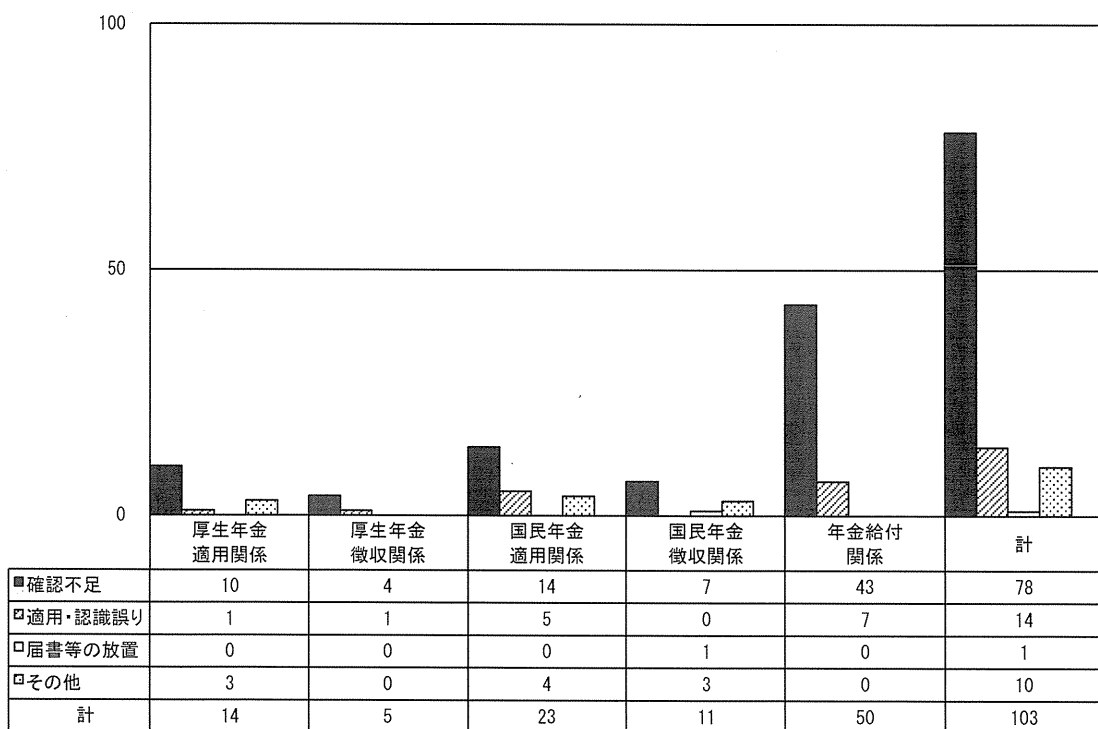
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



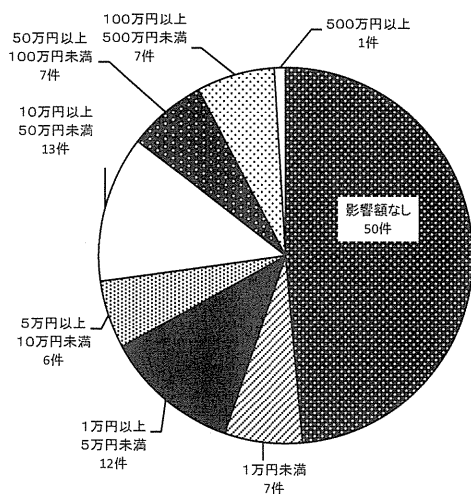
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

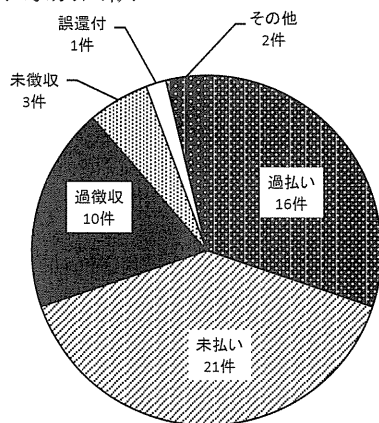


5 影響額別内訳



制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし	8	3	16	9	14	50
1万円未満	1	1	0	1	4	7
1万円以上 5万円未満	1	0	3	1	7	12
5万円以上 10万円未満	1	0	1	0	4	6
10万円以上 50万円未満	1	0	2	0	10	13
50万円以上 100万円未満	1	0	0	0	6	7
100万円以上 500万円未満	0	1	1	0	5	7
500万円以上	1	0	0	0	0	1
計	14	5	23	11	50	103

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	16件	6,282,383	392,648
未払い	21件	6,846,324	326,015
過徴収	10件	2,799,388	279,938
未徴収	3件	1,388,950	462,983
誤還付	1件	63,408	63,408
その他	2件	17,818,217	8,909,108
計	53件	35,198,670	664,125

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

未払いと未徴収	1件	17,217円
過払いと未払いと過徴収	1件	17,801,000円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	62件	60.2%
外部	41件	39.8%
計	103件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2009年12月1日	恩給期間の追加費用削減に伴う共済年金額の改定を行うために地方公務員共済組合へ提供した年金額の情報誤り	14名	なし	0

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和4年3月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	105,517件	607.6億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	284件	1.1億円	6,464件	17.5億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	22件	1,229万円	2,208件	17.6億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	2件	292万円	374件	1.1億円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	2件	9万円	154件	2,753万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	15件	5,031万円	56件	1.7億円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	198件	2,528万円	1,457件	2.2億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	1件	7万円	330件	5,245万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	1件	84万円	47件	6,489万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	2件	5万円	1,722件	1.3億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	1件	181万円	36件	2,316万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	1件	15万円	28件	2,414万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	1件	65万円	2,150件	22.6億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	87件	695万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	53件	1.1億円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	1件	105万円	31件	1,783万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	4件	292万円	77件	5,785万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	286件	9.4億円	1,457件	51.9億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	35件	219万円	25,222件	21.6億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	9件	2,562万円	925件	12.5億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	22件	1.0億円	1,146件	66.1億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	46件	132万円	86,389件	17.0億円
		過払い	20件	12万円	5,562件	2,110万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	1件	41万円	194件	3.5億円
		過払い	0件	0円	124件	161万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	0件	0円	158件	2.8億円
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	未払い	33件	6,241万円	39件	1.1億円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38、項番39、項番40は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和4年2月分の事務処理誤り一覧(1～12ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～11
2. 厚生年金徴収関係	3P	整理番号 12～15
3. 国民年金適用関係	4P	整理番号 16～33
4. 国民年金徴収関係	6P	整理番号 34～41
5. 年金給付関係	7P	整理番号 42～88

○システム事故等一覧(13ページ)

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(14～17ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	北海道	小樽	1988年 2月22日	2021年 11月26日	○担当部署で確認したところ、本人記録の確認不足により、対象者を誤って資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の本人記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2			埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 4月24日	2021年 6月8日	○お客様より問合せがあり、本人記録の確認不足により、対象者を誤って資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の本人記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
3	算定基礎届の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2021年 8月17日	2022年 1月26日	○事業所から問合せがあり、委託業者において、算定基礎届の報酬月額の入力を誤り、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
4	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2020年 1月14日	2022年 1月18日	○担当部署で確認したところ、賞与支払届の処理時の確認不足により、標準賞与額を誤って決定したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、賞与支払届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	646,706
5		入力誤り	東京	東京広域 事務センター	2021年 12月29日	2022年 1月21日	○事業所から問合せがあり、委託業者において、賞与支払届の賞与支払年月日の入力を誤って処理したため、保険料が過徴収になっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	218
6	厚生年金適用関係届 の誤り	説明誤り	愛知	刈谷	2021年 12月27日	2021年 12月27日	○担当部署で確認したところ、適用事業所所在地変更届の添付書類についての確認が不足し、添付書類を誤って案内していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい適用事業所所在地変更届の添付書類を提出頂きました。 ●担当部署において、適用事業所所在地変更届の添付書類の案内時における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
7			本部	システム 運用部	2022年 1月28日	2022年 2月16日	○担当部署で確認したところ、ねんきんネットのユーザIDについての確認が不足し、ユーザIDを書面でお送りしているにもかかわらず、メールでお送りしたと誤って説明していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、ねんきんネットのユーザIDにおける確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
8	厚生年金適用関係届 書等の送付誤り	誤送付・誤送信	大阪	大阪広域 事務センター	2022年 1月31日	2022年 2月1日	○社会保険労務士から問合せがあり、決定通知書の送付先を登録する際の確認が不足し、送付先を誤って登録したことから、決定通知書を別の社会保険労務士に送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した決定通知書は回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、送付先を登録する際の確認を徹底するよう周知しました。	2社会保険 労務士	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	北海道	事務センター	2022年 1月24日	2022年 1月25日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書は回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2社会保険 労務士	なし	0
10	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	神奈川	高津	2021年 7月7日	2021年 10月29日	○担当部署で確認したところ、月額変更届の処理時の進捗管理不足により、月額変更届の処理がされていないため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、月額変更届の処理における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	231,420
11	記録訂正誤り	確認・決定誤り	新潟	上越	2020年 12月28日	2021年 4月8日	○担当部署で確認したところ、年金記録補正時の確認不足により、本来納付が必要な期間について、納付が不要な期間として誤ってを入力したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、誤還付の保険料は返納処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録補正時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	63,408

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
12	厚生年金徴収関係の誤り	入力誤り	茨城	土浦	2021年 12月27日	2022年 1月18日	○担当部署で確認したところ、保険料登録時の確認不足により、保険料額を誤って入力したため、誤った保険料納入告知書を作成・送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し訂正しました。 ●担当部署において、保険料登録時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
13	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	神奈川	相模原	2022年 1月31日	2022年 2月2日	○事業所から問合せがあり、納入告知書作成の際の確認が不足し、誤った様式で納入告知書を作成・送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい内容の納付書を送付しました。 ●担当部署において、通知書の作成における確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
14			栃木	宇都宮東	2021年 12月15日	2021年 12月17日	○担当部署で確認したところ、納入告知書作成の際の確認が不足し、誤った内容の納入告知書を作成して領収したため、保険料の過徴収があることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書の作成における確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	1,473,020
15	厚生年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	大阪	八尾	2021年 2月8日	2021年 6月21日	○担当部署で確認したところ、換価の猶予申請書の処理時の確認不足により、延滞金免除の処理がされていないため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、換価の猶予申請にかかる延滞金免除の処理における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	7,100

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
16	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	1982年 10月1日	2021年 11月5日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
17			東京	立川	1979年 1月頃	2021年 12月23日		1名	なし	0
18			長崎	長崎南	1969年 1月10日	2021年 11月1日		1名	なし	0
19			大阪	堺東	2017年 10月1日	2022年 1月24日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書処理の際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
20			千葉	千葉	2016年 8月15日	2021年 6月22日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書処理の際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,690
21			京都	下京	2018年 2月15日	2021年 6月8日		1名	過徴収	355,480
22			山口	岩国	2010年 4月19日	2021年 11月16日		1名	過徴収	15,100
23			奈良	奈良	2015年 12月15日	2021年 9月7日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料の未徴収及び年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収し、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、任意加入申出書処理の際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	17,217
24		説明誤り	東京	葛飾	2019年 9月3日	2021年 10月4日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
25			熊本	熊本西	2021年 10月14日	2022年 1月19日		1名	なし	0
26			東京	武蔵野	2021年 8月頃	2021年 12月24日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
27			岩手	盛岡	2019年 8月2日	2021年 7月20日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転出の際に任意加入の案内を漏らしていたため、任意加入することができず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●市区町村に対し、海外転出時の確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	196,940
28			奈良	大和高田	2020年 7月1日	2021年 11月26日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を受付する際、合算対象期間について誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、合算対象期間の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
29	国民年金資格記録の誤り	記録訂正誤り	愛知	半田	2011年 2月15日	2020年 6月29日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
30	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2022年 1月5日	2022年 2月14日	○他の事務センターから連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
31	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2018年 6月11日	2022年 1月24日	○お客様から問合せがあり、住所変更処理をする際の確認が不足し、誤って別人の住所に変更処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、住所変更処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
32			東京	江東	2014年 6月頃	2021年 11月5日	○お客様から問合せがあり、住所の確認が不足し、住所変更処理を行った上で、変更後の住所へ納付書を送付すべきところ、住所変更処理を漏らしていたため、納付書が届かず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	1,191,610
33	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	山口	宇部	2021年 11月8日	2022年 1月31日	○市区町村から連絡があり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金資格取得届の進捗漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	6名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
34	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	神奈川県	高津	2019年 2月12日	2021年 7月1日	○お客様から問合せがあり、市区町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受付時に、お客様が免除申請を希望していたにもかかわらず、免除申請書の受付を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
35	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横須賀	1995年 10月23日	2022年 1月18日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
36			広島県	広島広域事務センター	2021年 4月14日	2022年 2月2日	○市区町村から連絡があり、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
37	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	石川県	金沢広域事務センター	2019年 9月26日	2021年 6月8日	○年金事務所から連絡があり、クレジットカード納付申出書の処理をする際の確認が不足し、入力処理手順を誤ったため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカード納付申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
38	国民年金保険料還付請求書の誤り	入力誤り	岡山県	岡山広域事務センター	2022年 1月12日	2022年 2月17日	○担当部署で確認したところ、委託業者において国民年金保険料還付請求書を処理をする際の確認が不足し、口座番号の入力を誤ったため、還付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度、還付の処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	16,610
39	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京都	目黒	2021年 10月20日	2022年 2月7日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認が不足し、国民年金催告状を発送する際に同封した国民年金保険料納付書について、別のお客様の分が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した国民年金保険料納付書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
40	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	岐阜県	大垣	2014年 3月19日	2021年 11月30日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、書類の進捗管理が不足し、受け付けた国民年金保険料学生納付特例申請書が未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市区町村に対し、国民年金保険料学生納付特例申請書の受付時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
41		受理後の書類管理誤り	岡山県	津山	2021年 7月20日	2021年 12月27日	○お客様から問合せがあり、市区町村において書類の管理不足により、国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●市区町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
42	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	広島	広島東	1996年 9月12日	2020年 7月16日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	51,106
43			長野	長野北	2008年 11月6日	2021年 2月2日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢厚生年金決定後に保留解除の処理が必要であるにもかかわらず、保留解除の処理を漏らしたため、老齢厚生年金の支払いが行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に保留を解除する処理の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	366,520
44			本部	中央 年金センター	2021年 11月10日	2021年 12月16日	○年金事務所から連絡があり、雇用保険の受給状況の確認不足から、雇用保険の受給終了に伴い老齢年金の支給停止解除処理を行う際、支給停止解除年月日を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、雇用保険の受給終了に伴い老齢年金の支給停止解除処理を行う際、の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	150,355
45			東京	東京広域 事務センター	2017年 3月9日	2021年 10月18日	○年金事務所から連絡があり、老齢年金決定時の確認不足から、誤った雇用保険被保険者番号を登録し老齢年金を決定したため、雇用保険の受給による支給停止処理が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の雇用保険被保険者番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	586,868
46		説明誤り	京都	京都南	2018年 7月12日	2022年 1月11日	○老齢年金請求時の記録確認により、委託社会保険労務士による年金相談時の確認不足から、老齢年金の受給に必要な期間を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
47	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	宮城	大河原	1973年 11月頃	2021年 3月9日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、旧法老齢年金決定時に標準報酬月額を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,253
48			滋賀	大津	2005年 4月6日	2021年 4月5日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の加入期間について代行返上による年金額の改定を行わなかったことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	953,125

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
49	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	北見	1981年 1月7日	2021年 6月2日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	13,636
50			岡山	倉敷西	1966年 4月頃	2021年 6月15日		1名	過払い	60,527
51			佐賀	佐賀	1993年 4月15日	2021年 5月12日		1名	過払い	186,792
52			新潟	六日町	1996年 11月14日	2021年 9月10日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害基礎年金受給中のため、法定免除とすべき期間を納付済期間としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	26,444
53			大阪	枚方	2015年 10月30日	2021年 4月23日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間とすべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	17,070
54	老齢年金の繰上げの誤り	説明誤り	千葉	木更津	2021年 4月27日	2021年 6月22日	○担当部署において確認したところ、繰上げ制度の理解不足から、老齢年金の繰上げ請求後は障害年金の事後重症請求ができなくなるにもかかわらず、そのことを説明せず繰上げ請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、繰上げ支給の老齢年金の取消処理を行いました。なお、年金に過払いはありませんでした。 ●担当部署において、繰上げ制度について再確認しました。	1名	なし	0
55	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	池袋	2021年 8月5日	2021年 9月21日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の繰下げ請求書の受付日の確認不足から、お客様が希望する繰下げ請求の日とは異なる繰下げ請求の日で年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ支給の老齢年金を決定する際は、受付日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	167,325
56			神奈川	横浜南	2021年 4月20日	2021年 7月10日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ意思の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,508,283
57			兵庫	姫路	2020年 12月18日	2021年 10月18日		1名	過払い	1,206,228
58			沖縄	那覇	2021年 5月14日	2021年 8月5日		1名	過払い	1,288,301

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
59	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	福井	福井	2021年 3月17日	2021年 4月13日	○お客様から問合せがあり、提出時期の確認不足から、繰下げ支給の老齢年金の受給を希望している方に対し、誤った提出時期を案内したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ請求の手続きについて再確認しました。	1名	未払い	236,722
60			愛知	半田	2021年 3月25日	2021年 5月14日	○担当部署において確認したところ、遺族年金受給権の有無の確認不足から、遺族年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	なし	0
61	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	1990年 6月25日	2021年 3月4日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、誤った厚生年金被保険者期間で遺族年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	673,940
62			東京	東京広域 事務センター	2021年 9月8日	2021年 11月29日	○年金事務所から連絡があり、年金決定時の確認不足から、遺族厚生年金を支給停止すべきところその処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	523,866
63	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	青森	青森	2022年 1月18日	2022年 2月14日	○お客様から問合せがあり、市区町村によるお亡くなりになった方の年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金について支払保留処理の依頼を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、支払保留処理の依頼を行う際には対象者の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	57,111
64	加給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2021年 11月5日	2021年 12月15日	○年金事務所から連絡があり、入力項目の確認不足から、生計維持関係届の入力処理を漏らしたため、加給年金額の加算が保留されたことにより、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	65,083
65			本部	中央 年金センター	2021年 4月26日	2021年 12月7日	○年金事務所から連絡があり、入力項目の確認不足から、加給年金額支給停止事由該当届の入力処理を漏らしたため、支給停止処理が行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	455,782

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
66	加給年金の誤り	説明誤り	岩手	一関	2022年 1月4日	2022年 1月28日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士による加給年金の要件の確認不足から、加給年金の加算対象とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
67	年金選択の誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	2006年 9月5日	2020年 10月16日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢厚生年金決定後に保留解除の処理が必要であるにもかかわらず、保留解除の処理を漏らしたため、老齢厚生年金の支払いが行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に保留を解除する処理の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,108,492
68			東京	足立	2008年 8月13日	2021年 6月14日	○未支給年金請求時の記録確認により、遺族厚生年金決定後に保留解除の処理が必要であるにもかかわらず、保留解除の処理を漏らしたため、遺族厚生年金の支払いが行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に保留を解除する処理の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	767,331
69			北海道	函館	2008年 10月30日	2021年 7月26日	○担当部署において確認したところ、遺族厚生年金決定時の確認不足から、年金決定時に誤って保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	718,146
70			愛知	名古屋広域 事務センター	2021年 11月25日	2021年 12月15日	○年金事務所から連絡があり、遺族厚生年金請求書審査時の確認不足から、支給停止に必要な入力項目の登録を漏らしたことにより、誤った支給停止額で決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払日前に訂正を行ったため、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
71	時効特例給付の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2021年 9月8日	2021年 11月8日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の確認不足から、時効消滅により5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行わない方に対し、誤って5年以上前の分の支払いを行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の時効特例給付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	121,595
72	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	兵庫	姫路	2020年 12月23日	2021年 4月14日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金相談時の確認不足から、障害年金額改定請求書を提出する際に年金生活者支援給付金の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,090

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
73	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	東京	池袋	2021年 3月30日	2021年 7月28日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、障害年金請求書を受付する際に年金生活者支援給付金請求書の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,090
74	未支給年金の誤り	入力誤り	大分	大分	2017年 5月2日	2021年 7月2日	○担当部署において確認したところ、未支給年金請求書審査時の確認不足から、受給していた一部の年金について未支給年金として登録を漏らしたため、未支給年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい未支給年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金請求書審査時には入力項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	266
75	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	1965年 4月13日	2021年 12月7日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に標準報酬月額登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	100
76	年金決定時の氏名登録誤り	入力誤り	本部	中央 年金センター	2021年 10月25日	2021年 12月23日	○お客様から問合せがあり、老齢年金請求書の入力時の確認不足から、委託業者が処理時に氏名の入力を誤ったため、誤った漢字氏名が記載された年金証書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい氏名が記載された年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
77	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	長野	飯田	2021年 11月8日	2021年 12月24日	○お客様から問合せがあり、市区町村による年金受給権者受取機関変更届の記載内容の確認不足から、誤った振込先口座番号で登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、年金受給権者受取機関変更届受付時には振込先口座の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	156,925
78			三重	伊勢	2021年 11月12日	2021年 12月16日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士による年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	1,020,640
79			長崎	長崎北	2021年 12月15日	2022年 1月5日	○担当部署において確認したところ、年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った口座番号の登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	244,718
80			本部	障害 年金センター	2021年 12月26日	2022年 1月27日	●担当部署において、年金請求書処理時には振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	195,225

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
81	年金見込額の誤り	説明誤り	兵庫	姫路	2007年 9月21日	2022年 1月24日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
82			長崎	佐世保	2021年 12月24日	2022年 1月18日		1名	なし	0
83	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	中央 年金センター	2020年 10月26日	2021年 10月22日	○お客様から問合せがあり、返納告知書作成時の記載内容の確認不足から、誤った金額を記載して送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい記載内容の返納告知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
84	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	神奈川	横須賀	2021年 12月13日	2021年 12月15日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき死亡届を誤って別のお客様へ送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した死亡届等を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
85	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	静岡	浜松西	2021年 11月12日	2022年 1月4日	○市区町村から連絡があり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が別のお客様の情報をもとに受付控及び年金見込額回答票を作成し、交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
86			三重	津	2022年 1月19日	2022年 1月19日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が別のお客様の情報をもとに受付控を作成し、交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
87	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	本部	中央 年金センター	2020年 8月頃	2021年 10月12日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、返納方法申出書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、返納方法申出書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
88			本部	中央 年金センター	2021年 3月11日	2021年 11月24日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、年金生活者支援給付金請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、年金生活者支援給付金請求書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	7名	なし	0

システム事故等一覧

項番	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	恩給期間の追加費用削減に伴う共済年金額の改定を行うために地方公務員共済組合へ提供した年金額の情報誤り	2009年12月1日	2020年6月15日	○恩給期間の追加費用削減に伴う共済年金額の改定を行うために必要な年金支払い期間及び年金額の情報を日本年金機構から地方公務員共済組合へ提供しています。 ○プログラムの不具合により、誤った年金支払い期間及び年金額の情報を日本年金機構から地方公務員共済組合へ提供していたため、地方公務員共済組合が支給する共済年金額が誤っていたことが判明しました。 ●誤って年金支払い期間及び年金額の情報を提供していた方の正しい情報を地方公務員共済組合へ提供し、誤った方へお詫び状を送付します。 ●正しい年金支払い期間及び年金額の情報を提供できるようシステム改修を実施しました。 ●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。	14名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間には加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更に係る報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	○旧三共済（JR・JT・NTT）・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体（JT、JR、NTT）（「三共済」）についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度（昭和61年3月以前）については、各制度の番号（手帳記号番号）毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。（退職改定） ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出（受給権者資格喪失届）により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
26	遺族厚生年金の決定時における短期・長期要件の確認誤り	○遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合（短期要件）または厚生年金を受け取るための必要な加入期間を満たした方が死亡した場合（長期要件）に、その遺族が受け取ることができる。 ○遺族厚生年金の年金額は短期要件、長期要件で決定するかによって、年金額が変わる。 ○短期要件及び長期要件の双方を満たした場合には、遺族がどちらの要件で決定するか選択する。 ○その際は、年金額の試算を行ったうえで遺族に示すことで選択いただくが、この際の説明に誤りがあり、年金額が低額な要件で決定した結果、遺族厚生年金に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にやっている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。

項番	事象	概要
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。 ○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、系統的に長短を比較し判定している。 ○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。 ○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。 ○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。 ○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。 ○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。

項番	事象	概要
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	○遺族共済年金・遺族厚生年金の受給権者となった妻が40歳以上の場合、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○寡婦加算は、遺族基礎年金を受け取れる間は支給停止されるが、子が18歳到達年度の末日に達したこと等により、遺族基礎年金が失権した場合は、支給停止の解除処理を行うことが必要となる。 ○また、共済組合員加入期間を有する方が亡くなった場合の寡婦加算については、支給要件(被用者年金の加入期間が20年以上あり、厚生年金の加入期間の方が長い)を満たしているかどうかを判定するため、正しい共済組合期間を登録しておく必要がある。 ○しかしながら、旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様について、遺族基礎年金の失権に伴う寡婦加算の支給停止の解除処理が漏れ、また、正しい共済組合期間が登録されなかったために、寡婦加算の未払いが生じた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。